

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 7 年 4 月 25 日 (月) 午後 13 時 30 分～14 時 50 分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

会長 欠 席	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 欠 席
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 欠 席	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 小林 竹哉 書記 坂本 修一

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

5. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	2 件
議案第 2 号	農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について	5 件
議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	3 件

6. その他

事務局長	お揃いですので、只今から令和7年後東彼杵町農業委員会総会を開催いたします。 まず私が4月の人事異動で産業振興課課長兼農業委員会事務局長となりました、小林です。以前産業振興課で林業と水産業はしていたんですけど、農業関係は初めてです。なのでこれからご迷惑をかけるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。 (拍手) それでは欠席されている委員さんですけど、農業委員さんにつきましては会長の西坂秀徳さん、3番福田光宏さん、10番川井一生さんの3名が欠席です。推進委員さんにつきましては3番大原俊彦さん、6番森土雄さん、11番松尾政敏さんの3名が欠席されています。従いまして農業委員さん11名、推進委員さん11名で開催をさせていただきます。先ほど申しました通り会長が欠席ですので進行の方を森重幸さんをお願いしたいと思います。前の方をお願いいたします。 (森重幸さん議長席に移動)
議長	皆さん、こんにちは。丁度お茶の最盛期に近づいておりますので、お茶の方々は大変なご苦勞をなさっているかと思っております。それでは今日の会議に入ります。まず議事録署名委員に12番の清心さんと1番の迎さん、よろしくお願いいたします。 4番報告事項はなしということです、それでは議事に入ります。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは説明をします。議案第1号です。農地法第3条の規定による許可申請について2件申請があがってきております。資料の方は3ページからです。次のとおり許可申請があったので、審議を求めます。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。1件目が所有権移転の有償の申請です。8筆あります。瀬戸郷136-1、137-1、139-1、140-1、141-1、142-2、148-1、330-1すべて登記地目、現況地目とも田んぼになります。譲渡人の方は川棚にお住まいの方、受人の方は大村市の方です。場所が4ページになります。町道八反田瀬戸線で丁度新幹線のある所で、広域農道の所のカーブの所になります。大村市の方が移住をして来られるので、川棚の方の自宅と周辺の農地を含めた土地を買われて、移って来られる予定と言うことで聞いております。農業については未経験ではあるんですけど、田んぼも維持されるということです。里郷の農家さんと知り合いで、その方が手伝いをしながら維持していくことでした。将来的な希望では、家の横が元々農地だったところが原野になっているので、そこにドックランとかも整備して行きたいということで、行政書士さんからも聞いております。 2件目が賃貸借権の申請になります。これは蕪郷971-1こちらも登記地目、現況地目とも田んぼになります。渡し人の方が亡くなられてますので、相続人代表の方から申請がきています。受人は平似田の方です。こちら賃貸借権3年の契約で、反の9,000円で借りられるということです。こちらも位置図を載せておりまして、6ページになります。蕪ですけど木場のすぐ上になります。広域農道から木場の研修施設から上って、本地寺の先の農地になります。この971-1の農地が綺麗に整備されているんですけど、

	地積の方が昔のままになっていて、現状と合っていないので、賃料は水張り面積で計算をするということでした。借りられる方は家族の農作業は手伝われているということなんですけど、本人が借り手名義になって農地を借りたことが今までなかったんで、今回は中間管理ではなくて、まず3条で3年間借りてやってみようということになり3条の申請になっています。説明は以上になります。
議長	それでは、地元委員さん何かありませんか。
山口委員	6番の山口です。2件目の貸し借りの件は私も相談を受けまして、それで今事務局から話がありました。受け人の方は平似田に住まわれて、お嫁さんの実家が蕪で、それでお父さんは農業はされてなくて、受け人の方がずっとされていたんですけど、実は本人さんの農地を持たないということで、今回3条で1回受けてもらって、3年後に中間管理機構の方に変えていこうという手続きです。以上です。
議長	はい、他にありませんか。
林田委員	5番の林田です。1番の件ですけど、この方は大村の司法書士さんの方から私に連絡がありました。一応売買契約が済んだということで。それで家はまだ町水道が通ってなくて今役場に申請してるんですよ。あと2、3年かかるのかな、建物にあるのは部落で管理していた水道だったんで、町水道を引かれた後に住むようなことを言われました。だから今すぐは家に住めないということです。そしてまた借り手の方は、農業の指導を受けながらしていく感じがしてますけど先はどうなるのか、また今ここに飼料作物をまだ作っておられるので、又すぐにはできませんけど、全部買い取る話でした。以上です。
議長	他の委員さんで何かありませんか。
森委員	7番森です。2番の件ですが写真で見れば圃場整備で綺麗になっているみたいですが、赤い線の土地以外の土地も作っているのですか。
山口委員	赤の線が本人さんの台帳上の面積で、森さんが言われたように、基盤整備は終わっているんです。そして上下の土地は他の方が作られているんです。今回の申請者自体は蕪堤の上の方で営農をされていたんです。それで今回水稻が高いということで、どこか無いだろうかと探されていたら、今のところが丁度自己保全であそこだったら貸してくれるんではという話で、今回こういう話になりました。以上です。
議長	他にありませんか。無いようでしたら採決に移りたいと思いますけど、1番の件につきまして妥当であると思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)

事務局	はい、ありがとうございます。全員一致で許可相当であるということで、よろしくお願いします。 次の２番の件につきまして妥当であるかどうか、挙手をもってよろしくお願いします。 （挙手多数） はい、許可相当ということですのでよろしくお願いします。 それでは次に事務局より説明をお願いします。 議案第２号の農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について、説明をします。今月は５件申請が出ています。資料の方は７ページからです。議案第２号次のとおり、促進計画案について審議を求めます。１番の中岳郷 500、501-1、513 の３筆になります。渡し人の方が駄地郷の方、そして中岳郷の方が借りられる予定です。貸付期間については、令和７年６月１０日から令和 27 年 6 月 9 日の 20 年の契約になっています。この 20 年にしたのは、栽培する作物がレモンとか梅とか果樹の木を植えて長めに借りるということで、20 年と設定されております。場所が 9 ページになります。広域農道から中岳の集落の方に上って行く中岳幹線という町道で、旧常明園より上の所の農地になります。 ２件目が八反田郷 15-7、登記地目畑、現状地目畑になります。地主の方が千綿宿郷の方です。貸付の期間が令和 7 年 6 月 10 日から令和 17 年 6 月 9 日の 10 年間にあります。こちらはみかんを栽培される予定となっております。場所が 10 ページになります。県の工業団地グリーンテクノパークの上の所になります。町道宿太ノ浦線沿いの農地になっております。 続きまして 3 件目が中尾郷 358-3、359、360 の 3 筆、登記地目が畑、現況地目が樹園地になります。地主の方が中尾郷の方で、借りられる方も中尾郷方です。こちらは 5 年間の契約になります。お茶を栽培する予定になっております。場所が 11 ページになります。町道の大野原高原線の中尾集落手前のカーブの所に「日本一美しい日本のむら景観地」の看板が立っているカーブのそこから、赤坊の方に入って行った所の農地になります。 続きまして 4 件目です。木場郷 855、856 の 2 筆です。登記地目、現況地目とも田になります。地主の方が木場郷の方、借りられる方が法人になります。こちらの期間が 5 年間、令和 7 年 6 月 10 日から令和 12 年 5 月 31 日です。賃貸借 5 年間の有償で 2 筆の 18,900 円の予定になっております。田んぼなので水稻栽培になっております。場所が 12 ページになります。広域農道から上って行きまして本地寺の近くになります。 最後 5 件目になります。木場郷 848、950、登記地目、現況地目とも田んぼになります。所有者の方が木場郷の方、借りられる方も木場郷の方になります。こちら 3 年間の契約の予定です。有償の賃貸借 3 年 2 筆で 19,350 円になります。場所が 13 ページになります。広域農道から上ってきまして、ここも本地寺の近くになります。説明は以上になります。
議長	それでは、順に追って行きたいと思います。まず 1 番の関係委員の方何かございませ

	んか。
田中委員	田中です。借り手の方は福岡から移住して3年目になります。徐々にも自分で出来るようになって他所の土地も借りてしようということで話は聞いております。作物は果樹を作るということで、農業を頑張っているのでもよろしくお願いします。
議長	はい、他に何か。ないようでしたら採決をしたいと思います。この件につきまして妥当であると思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全員一致で許可されるものと思います。よろしくお願いします。 それでは2番目八反田の所です。よろしくお願いします。何かございませんか。
宮脇委員	丁度私の近隣の方です。年齢が80代ぐらいかな、徐々に体力も落ちてきたので出来ないという話を聞いていました。それで丁度借り手の方が、この周辺にみかんを作っておりますので、それで一括した作業が出来るんじゃないかと思っております。以上です。
議長	何かございませんか。それでは採決に進めたいと思います。妥当であるという方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、全員一致で許可相当ということで進めて行きたいと思いますので、よろしくお願いします。 次に3番目中尾郷につきまして、周辺委員さん何かございませんか。二人とも欠席ですか。
宮脇委員	ここは実質的には一人しかいないんですよ。他に作っている所はないと思います。任せた方がいいと思います。
議長	はい、私から言うのは何ですが問題ないと思います。 はい、ありがとうございます。他に何かございませんか。それでは採決をいたしますのでよろしくお願いします。妥当であるという方挙手をもってお願いいたします。 (挙手多数) はい、全会一致で許可相当ということですのでよろしくお願いします。 次に4番目です。木場の件ですけど周辺委員の方、何かございませんか。

山口委員	6 番の山口です。先に一人目の方の件なんですけど。去年、法人の方で米の農地を借りることを農業委員会で審査してもらいましたが、木場の農業施設の上の方に対してこの法人さんが十何枚作られているんです。今回の農地は地主さんも年齢的に、ここはちょっと土手の草払いが大変だということで苦にされていて、丁度法人さんがもう少し農業の範囲を広げたいということで上手い事マッチングができました。以上です。 そして同じ木場なんでもう 1 件言わせてもらっていいですか。ここは去年まで私が小作の方を見つけきらんで、牛の餌を作って管理していたんですけど、借り手の方が山の際に田んぼをもって、猪にやられて去年は 2 枚が全滅で収穫できなかったんです。そこで自分が小作を探せなくて管理をしている農地があるので、こちらに出てこないかといったら、本人さんも全滅した所と同じ所で作っても、また猪にやられるくらいならそっちがいいので出てきますということで、一応地主さんと話をさせてもらってまともりました。良くしてもらえるのでよろしくお願いします。今日挙げさせてもらっています。以上です。よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。4 番につきまして何か質問とかありませんか、ないようでしたら採決をしたいと思います。また妥当と思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。許可相当ということですのでよろしくお願いします。次に 5 番目です。これにつきましても何か質問等はありませんか。ないようでしたら採決を致したいと思います。これも許可相当と思われる方は、挙手をもってお願いいたします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当ということでよろしくお願いいたします。 次に事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号になります。農地法第 4 条の規定による許可申請についてこちら 1 件申請があがっております。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。1 件平似田郷 1002-9、登記地目、現況地目とも畑になります。こちら農振農用地外になります。申請人が平似田郷の方で、転用の理由としては自宅排水路を整備するためとなっております。こちらは後程 5 条の申請の方でも説明するんですけど、15 ページの申請者の自宅の位置図を見てもらった方が分かりやすいと思いますが、下の写真で上の家が申請者の自宅になるんですけど、下の土地の 1002-3 と 1002-4 に住宅が建つ予定になっていて 1002-3 が申請になっている畑なんですけど、申請者の自宅の雨水とか排水とかが畑の方に行っているということで、今度ここに家が建つと水が流せなくなるということで、1002-3 を分

	筆して、自宅の排水路を確保するために転用する4条の申請になっています。家が建つので排水確保のために自分の土地を分筆して、排水路を整備するというような内容です。こちらは現地確認にも行きまして、5条も一緒に見たんですけど、委員の方からも特段問題ないんじゃないかということでご意見をいただいています。後ひとつあったのが5条の時に説明をします。4条の説明としては以上になります。
議長	ありがとうございます。この平似田の件につきまして地元委員さんの山口さん何かございますか。
山口委員	6番、山口です。今日、事務局と事務局長、当番委員の宮脇さん、出口さん、地元の山口、富永、福島と現地の確認に行きました。15ページの地図で見てもらっていいでしょうか。丁度1002-3の間に線が引いていますが、ここが排水になってこの上に住宅を建てられるということで、排水をどこかにもっていかないということで、今黄色い線で引いている所が排水を据えかえるということで見せていただいたんですけど、排水の場所を変えるということだけだったんで、何も問題はないかなということで見させてもらいました。後住宅の件になるんですけど、その時に説明をしたいと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。富永さん何かありませんか。
富永委員	何もないです。
議長	福島さん。
福島委員	ありません。
議長	出口さん。
出口委員	特にないです。
議長	宮脇さん
宮脇委員	山口さんがおっしゃったとおりです。大丈夫です。
議長	大丈夫ですか。他にご意見はありませんか。ないようでしたらこれの採決をしたいと思います。妥当と思われる方は挙手をもってお願いいたします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当であるということですのでよろしくお願いいたします。

事務局	続きまして議案第 4 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、3 件申請が上がっています。こちらは転用の申請になります。資料の 16 ページになります。まず 1 件目、蔵本郷 1540-1、1554-1 になります。譲渡される方は大村市の方で、受人は大村市の法人です。転用事由としては特定建築条件付き売買予定地としてということです。位置図の場所が 17 ページにつけております。蔵本のセブンイレブンとコメリの裏になります。1554-1 は以前農地改良届がでていて取り下げになった個所です。今回転用をして宅地を整備するということで、申請の詳しい内容については 20 ページから資料でつけています。内容は田んぼを埋め立てて宅地を整備するということで、宅地が 11 区画出来る予定になっています。こちらは、建売の住宅を建てるということで造成をして 11 棟家を建てるというような内容です。27 ページに図面等、建物の配置等も載っております。今日同じく現地確認を地元委員さん、当番委員さん、事務局、森委員さんとで現地立会をしまして、総会資料に載せるのを忘れていたのですが 1541-1 は今田んぼになりまして、こちらが耕作されている方がいらっしゃいますので今回転用申請の中には、その方からは同意をもってきてもらっております。この 1541-1 の排水が、今度転用する方に流れていますので、ここに排水路があるんですけど、こちらについて現地の委員さんから質問が出まして、丁度 27 ページを見ていただければホームセンターコメリ建物とあるんですけど、そこに丁度田んぼからの排水が流れていまして、ここが公衆用道路になるので排水もやり変えてきちんと排水が流れるようにしますという説明でした。後この公衆用道路については、1541-1 の田んぼの農作業のための出入りに使っていいと耕作者との話ができていたということでした。丁度耕作者の人も現地立会の時に除草作業をしていて、現場に居たので耕作者の方からの話も聞いて確認を取っております。説明は以上になります。
議長	それでは 1 番につきまして関係委員の方は、何かありませんか。
森委員	森です。事務局の説明で十分かと思うんですけど、ここは昨年 5 月の総会の時に地主の方と電話をしたんですけど、盛土をしましてトウモロコシ畑にしますということでだいたい収穫が 11 月前に終わる予定だったんですけど、それから結局何も変わっていないんです。今年の 3 月に皆さんもご存じだと思うんですけど改良中止の届が出たと思うんですけど、それで 1 カ月も経たずに今回ここに新たに申請が出ました。この写真には無いんですけど、現況写真は載っているんですが、だいたい皆さんはご存知だと思うんですけど、セブンイレブンとコメリの外側の方ですけど宅地が 6 宅地ぐらいは建ってあと 2 宅地でだいたい 8 宅地建っている予定になっています。それで今回が 11 宅地の予定で全部で 19 区画を建つようになっているんですけど、一つはこの書類の中に、コメリ側の方に耕作されてる方がおられるんですけど、他の 2 件については一応先ほど事務局がおっしゃったような同意書ももらっているんですけど、耕作の承諾というのが付いていなかったんで、そこら辺の確認はどうなっているのかと、もうそこら辺はもらっていますとですね。その耕作者の方がたまたま居られたの

	で、元々コメリが建った時点で、結局色々な日照関係とかの問題があったみたいですが、現状その日が当たらないから収量がだいぶ減ったというご意見がございました。そこら辺は前の話し合いでどうなったかは私もわかりませけど、ただ一つ気にされていたのが井手の水が、側溝をつたってコメリ側の新しくなる道路に井手の水が流れてきたんですけど、排水が悪いということで気にされていたんですけど、今回の申請の中に排水自体を深くしてやり替える形の内容であったので、そこら辺はほっとされていたような感じでございました。私としてはそういうところがいいかなと。ただ承諾書が今のところ付けられていなかったんで、あと入居者のご意見等とか十分に聞かれて条件とか付けていただけたらと思っております。以上でございます。
議長	森田さん、何かございませんか。
森田委員	いいえ、ありません。
議長	それでは、出口さんは何かありませんか
樋口委員	ありません。
議長	宮脇さん
宮脇委員	十分説明していただきました。
議長	他に質問はありますか。
山口委員	6 番の山口です。勉強のために教えて欲しいんですけど、もし改良された後に 1 カ月いやすぐ宅地申請が出来るんですか。
事務局	改良については町の要綱で転用目的で改良はしないでください。改良をして盛土をして転用はしないでくださいということで要綱はあります。改良をしてしまったら農地として使ってくださいということですけど、今回改良を取り下げた上で着工もしていない状態でしたので改良を取り下げて転用をしますということで出されているので特段は問題ないかと考えております。
山口委員	今回は問題ないとけど、結局、改良をされてすぐという格好は駄目ですね。
事務局	出来ません
山口委員	年数とかはあるんですか

事務局	すみません、改良後何年経ったら転用していいのか年数の決まりはなかったかと思いますが、ちょっとはつきりわかりません。
山口委員	もし分かったら教えてください。
事務局	はいわかりました。
山口委員	はい、ありがとうございます。
事務局	例えば別の話になるんですけど、3 条で買って転用しますというのは同じく駄目なんですけど、3 条で言えばじゃあどれくらい経てば転用していいのかと言うのは、自治体によっては3 年経てばいいですよとか、5 年経ったらいいですよあったみたいなんですけど、国の方から何年経ったらいいというのは好ましくないということなのでちょっと別の話なんですけど、3 条だといつというのは明確には決まっていないので改良も同じ感じかと。また来月にでも確認をしてお知らせします。
山口委員	お願いします。
議長	他に何かありませんか。ここの場合一転して二転していますけど、業者の方に色々な面でちゃんとしてもらわないとどうしようもないですね。それではないようでしたら採決をしたいと思います。妥当だと思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
	はい、ありがとうございます。全会一致と許可相当であるということでよろしく願いします。 次に2 番目をお願いします。
事務局	改めて説明をします。2 件目になります。彼杵宿郷 139-2 です。こちら登記地目、宅地、現況地目、畑で登記地目が宅地なんですけど、現況畑として利用していたということで今回転用が挙がってきております。持ち主が長崎市の方で、今度買われる方が大村市の方です。転用の事由としては一般個人住宅の建設のためにということになっています。場所が 18 ページになります。丁度若松屋の裏手になります。こちら 38 ページから資料を付けています。41 ページを見たら分かりやすいかと思います。今回申請地がありまして隣に 140 番地の宅地があるんですけどこちらを一緒に買われて 41 ページの上の写真に今建物が写っているんですけどこれは倉庫なんですけど、この倉庫を取り壊して、申請地と 140 番地を一体的に住宅を建てるということです。45 ページを見れば分かりやすいんじゃないかと思います。2 筆一体で家を建てるというような予定になっております。こちら朝から地元委員さん、今回下野さんに来ていただきました。当番委員さん、事務局で確認をしまして特段問題はないかということでご意見を頂いております。説明は以上になります。

議長	はい、ありがとうございます。それでは下野さん何かございませんか。
下野委員	下野です。この土地は右奥に畑があるんですけど、その畑の持ち主が関東の方に行っていましてその親戚の方が耕作をしているということで何も問題はないと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。出口さん何かありませんか。
出口委員	ありません。
議長	宮脇さん。
宮脇委員	2 番の宮脇です。別に問題はないんですけど、若松屋の裏にこういうところに農地があるんだと、昔からの農地が残っているんだと言うのがまず第一印象でした。町の中に。そういうかたちで見させていただきました。総面積は結構広く収得されるみたいですので、59 m ² ですか。その分だけが転用にかかっている事由なので特段問題はないと思いますのでよろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。他の委員の方で何かありませんか。町の中で作業をする時点で、騒音とか無いようにということで業者の方に相談をしております。結構入り口も狭いんですけど、この倉庫を壊してからするということですのでちょっとひと安心しました。横の道は非常に狭いんですけど。他にありませんか。ないようでしたら採決をいたします。妥当であるという方は挙手をもってお願いいたします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。妥当であるということでよろしくお願いします。次をお願いします。
事務局	はい、次に 3 件目です。平似田郷 1002-3 の転用になります。登記地目、現況地目とも畑、今現在の所有者の方は平似田郷の方で、買われる方は神奈川県川崎市の方です。転用事由としては一般個人住宅の建設のためということです。こちらは移住して来るということで、家を建てるために転用をしたいということでした。場所は 19 ページになります。先ほど 4 条の申請があったところになります。国道 34 号の平似田交差点から町道ですね、高速道路の方に上って行って丁度千綿小学校の下になります。こちら先ほど彼杵宿の申請と同じように、家を建てるにあたって 1002-4 の宅地で隣の 1002-3 が農地でこちらの家を同じように先ほどの申請と同じように、2 筆をまたがった時に家をたてるということで 1002-3 が農地だったので、今回転用の申請を出されています。詳しい内容が 54 ページから載せています。60 ページを見ていただければよく分かるかと。家の配置図が載っています。こういう計画になっております。こち

	らも現地立会を行いまして、委員さんの方からは公共下水道がありませんので浄化槽になるんですけど、浄化槽の排水に関してのご意見を頂きました。計画では目の前が町道なので、町道の側溝に排水するということですけど、側溝の先が流末が井手の方に繋がっているということで、こちらの側溝が用排水路になるので、水利組合の方に同意をきちんととってくださいということで、今日来られた行政書士さんにも重々お伝えしておりました。その他については特段ご意見等ありませんでした。説明は簡単ではありますが以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。関係する委員の方向かありませんか。富永さん
富永委員	ありません。
議長	それでは、山口さん。
山口委員	6 番の山口です。先ほどの山田さんの排水路の件で話をしましたけど、メンバーは同じで朝から現地の方に行ってきました。58 ページの下の写真の方で右手に農地みたいなのが見えますよね。これが田んぼなんです。それで夕方の日光が当たらないかもしれないかなということで心配していたら、ここを耕作されている方も承諾を得ていますということだったんで、ここの田んぼに関しては問題ないかということで、事務局の坂本さんの方から説明があった排水の件で、これは各地で水の水質には問題ないはずなんですけど下の方の農地の方を作られている方が家の排水を流してもらったら困るということで揉めている所もあるということで事務局の坂本君が言ってくれたように、周りの水利組合がある方とは承諾をちゃんと得てくださいということで、そこだけは心配だったんですけど後は何も問題ないかと思います。よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。富永さん何かありませんか
富永委員	ありません
議長	福島さん何かありませんか
福島委員	ないです。
議長	宮脇さん
宮脇委員	大丈夫です。
議長	出口さん何かありませんか。

出口委員	ありません。
議長	非常にこの件はどうしても排水をする時に嫌われます。水路に流したりする時、私が以前働いていた時も色んな問題があっていました。そういうものが解消されればいいかと思いますし、人口が増えるということは、非常に素晴らしいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。他にありませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。妥当であると思う方は挙手をもってお願いいたします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。許可相当ということでよろしくお願いします。これで議事は終わります。ありがとうございました。 6、その他 省略

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

12 番

1 番